

日程第2 議案第7号

指定文化財の解除について

次に掲げる熊谷市指定文化財について、熊谷市文化財保護条例第7条に規定する市指定文化財としての価値を失った事由により、文化財の指定を解除する。

1 指定解除をしようとする熊谷市文化財

- (1) 名称 伽羅木
- (2) 種別・種類 記念物・天然記念物
- (3) 所在地・所有者 養平寺（原島）
- (4) 指定年月日 昭和49年11月3日
- (5) 員数 1本
- (6) 概要

イチイ目イチイ科イチイ属の常緑針葉樹の低木（イチイの変種）であり、幹回り0.96m、樹高2.5m、樹齢は約300年と推定される。養平寺の寺伝によると、江戸時代中期頃から自生していたという。

樹形は、地面に対し斜めに横たわるように立ち、幹は多数四方に枝分かれし横に大きく広がり、その枝張りは直径約7mに及ぶ。

2 経緯

当該指定文化財については、令和5年の夏頃から枯れ始め、同年8月半ばには緑と茶色の葉が半々くらいになり、現在は葉の多くが失われ、残る葉も茶色に枯れている。なお、3年前、幹に空洞ができたため樹勢回復のための処置を施したが、所有者である養平寺が依頼した樹木匠からは延命が難しいと診断されたため、処置を止めていた

令和5年12月6日、当該指定文化財にかかる枯死について、当該寺院から連絡を受け、樹木にかかる専門知識をもつ者の立会のもと、事務局が現地確認を行った。この時、常緑の樹木であることから通常ならば青々としている葉が既に茶色になり、枯死した状況であったため、これ以上の樹勢の回復は見込めないとのことから、伐採はやむを得ない状況にあると診断された。

令和6年1月15日、上記の状況について熊谷市文化財保護審議会会長菅谷浩之が現地確認した。

3 熊谷市文化財保護審議会における審議結果及びこれにかかる答申

上記のとおり経緯を踏まえ、熊谷市文化財保護審議会において審議がなされ、当該指定文化財は、既に枯死し、樹勢の回復は望めないことから、指定解除が適当であると全会一致で承認された。

よって、別添の参考のとおり、令和6年1月18日付け熊文保発第5号で、熊谷市指定文化財の指定解除について答申された。

【参考】

熊谷市文化財保護条例第7条（解除）第1項

市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合、市指定文化財が市の区域内に存しなくなった場合その他特殊の事由がある場合は、教育委員会は、その指定を解除することができる。